

## ドイツワイン・ケナー称号授与規定

### 第一条：（名称）

称号は

Der Deutsche Weinkenner（ドイツワイン・ケナー）

Der Höhere Deutsche Weinkenner（ドイツワイン・上級ケナー）

Der Würdige Deutsche Weinkenner（ドイツワイン・名誉ケナー）

の3種類とする。

### 第二条：（目的）

ドイツワイン愛好家を対象として、ドイツ文化及びドイツワインに対する学術知識、官能判定を厳正な試験の結果、審査する。認定には称号に相応しい教養及び資質を備えていることを加味する。これにより、ドイツワインを通じて日独国際親善に寄与し文化交流を深ることを目的とする。

### 第三条：（試験の方法）

当会が選定する試験委員により年一回認定試験を行う。試験は、筆記試験、口頭試問及びブラインド・テストとする。

### 第四条：（認定）

試験委員会の判定により認定する。認定合格者に通知し、登録料を納入後認定状、資格登録証及び胸章を授与する。

### 第五条：（受験資格）

ドイツワイン・ケナーは年齢満20歳以上とする。実務・就労経験は問わない。ドイツワイン・上級ケナーはドイツワイン・ケナーの称を有する者とする。

### 第六条：（名誉ケナー）

当会が委嘱する審査委員会によって、ドイツワインに対する知識、教養並びにドイツワイン文化の発展に寄与しドイツワイン・名誉ケナーに相応しい資質を備えていると認められる者に授与する。

### 第七条：（財務）

当時行を遂行するための運営費は、受験者の受験料、合格者の登録料、その他当会が行う事業の収入によってこれを賄う。

### 第八条：（名簿の提出）

認定合格者の名簿はドイツワイン振興会本部その他の関連機関に報告する。

第九条：（規則の変更）

規則の変更は総会による。